

東晉の貴族制と五等爵

はじめに

宮崎市定は、『九品官人法の研究』において、東晉から梁までは典型的な貴族制の時代であり、尙書省に保管される百官の履歴や諸氏族の系譜により、任子制の原理とは異質の門地二品・寒士・寒門などの家格が決定され、おおむね家格に基づいた官僚の任用がされた、と主張した^①。これを批判する川合安は、宮崎が論據とした門地二品、姓譜の盛行、沈約らによる門閥批判論を検討して、一種の任子制を基軸とした任官の堆積の結果として、累代高官を輩出する家格が形成され、門閥貴族社會とも稱し得るような家柄重視の風潮が出現したことから否定できないが、それはあくまで結果であり、家格により自動的に官職を獲得し得るような體制は、最後までできなかった、とする^②。

このように日本では、「貴族」という時代を畫するに足る支配者層が、魏晉南北朝、さらには隋唐に及び社會を支配した、という分析の視座がある。これに對して、中國では、魏晉南北朝は封建制の時代と把握され、貴族が地主、國家が地主の政治權力であることは多く自明とされる^③。そのうえで、東晉から門閥社會が成立した、と主張して、

東晉の貴族制と五等爵

日本でいう貴族を門閥という概念で表現している^④。

こうした研究状況の中で、渡邊は、西晉という國家に限定して、國家的身分制としての貴族制と社會的存在である貴族とを切り分けて考察し、一に略述するように、曹魏末期の五等爵制の施行を契機に、西晉「儒教國家」において國家的身分制としての貴族制が成立した、と主張している。こうした方法論から捉えた場合、貴族制と貴族は、西晉と東晉、さらに劉宋・南齊・梁・陳や北朝では、そのあり方をそれぞれ異にする。したがって、それぞれの國家ごとの貴族制と貴族の特徴を解明しなければなるまい。東晉は、西晉「儒教國家」を繼承して五等爵制を展開していく。そこで本稿は、東晉における貴族制と貴族のあり方を西晉と比較しながら、五等爵制を中心に追究するものである。

一、五等爵の展開

曹魏末の咸熙元（二六四）年、司馬昭は、蜀漢を滅ぼした功績により晉王となり、翌年に成立する西晉「儒教國家」の禮儀・法律・官制を整えると共に、次のように五等爵制を皇帝の曹奐に施行させた。

渡邊 義 浩

(咸熙元年)秋七月、(文)帝奏すらく、「司空の荀頌もて禮儀を定め、中護軍の賈充もて法律を正し、尙書僕射の裴秀もて官制を議し、太保の鄭沖もて總べて焉を裁せしめん」と。始めて五等爵を建つ。⁵⁾

五等爵の賜與對象は、『晉書』卷三十五裴秀傳に、「(裴)秀五等の爵を議するに、騎督より已上六百餘人皆封ぜらる(裴)秀議五等之爵、自騎督已上六百餘人皆封」とあるように、騎督以上の六百餘人である。五等爵の賜與に騎督という武官を基準としたのは、そこに蜀漢征討への論功行賞という性質が含まれることによる。騎督は、魏晉にも五品官であり、周制では大夫にあたる。司馬昭は、國家權力を分權化するために五等爵という封建制を施行したのではなく、五品官以上の者六百餘人に周の卿・大夫に擬えて五等爵を賜與して、新たな爵制的秩序を形成したのである。

西晉は、漢魏の太學に加えて國子學を設置したが、そこには五品官以上の子弟のみが入學を許可された。國子學と太學の入學者の違いは、「士庶」「貴賤」と認識されている。⁶⁾司馬昭は、君主權力である司馬氏との近接性や功績によつて、公—侯—伯—子—男という階層に分けて賜爵をした。階層制を持つ爵制的秩序により、貴族であること、および貴族と皇帝權力との緊密性を國家的身分制の中に表現したのである。それでは、爵制的秩序により貴族を序列化した五等爵制は、これまでに貴族制を形成する最も大きな要因とされてきた九品中正制度と、どのような關係にあるのであろうか。『通典』は、晉の官品と官位・爵位との關係について、次のように記している。

晉の官品。第一品は、公、諸位の公に従ふもの、開國の郡公・縣公の爵なり。第二品は、特進、驃騎・車騎・衛將軍、諸々の大將

軍、諸々の持節都督、開國の侯・伯・子・男の爵なり。⁷⁾

ここでは、晉代の開國の五等爵は、郡公・縣公は第一品、侯・伯・子・男は第二品の官品に該當するとされている。注(1)所掲宮崎著書が明らかにしたように、九品中正制度では、官品から原則として四等下がつた郷品より起家する。司馬昭によつて五等爵を賜爵された者は、六百餘人にのぼる。『通典』卷三十七職官十八によれば、晉の内外文武官は、六千八百三十六人であるというから、受爵者六百餘は約一割に及ぶ。それがこぞつて、一品・二品の官品に相當する爵位を持ち、五く七品起家をするのであるから、まさに「上品に寒門無し」の状況が生じよう。しかも、官位はそのままでは世襲できないが、爵位は世襲が可能である。こうして西晉では、五等爵の賜爵により、君主權力が形成した爵制的秩序に基づく國家的身分制は、州大中正の制と相俟つて、世襲性を帯びた官僚制度の運用という中國貴族制の屬性の一つを生み出したのである。

州大中正の制だけでは、郷品を中正官が決定でき、皇帝はそれに介入し難いため、貴族の自律性に基づき、貴族の理想とする「貴族制」を形成できる。これに對して、賜爵は皇帝の專權事項であるため、皇帝の秩序に基づき國家的身分制として貴族制を形成できる。同時に司馬氏は、五等爵を超えた天子として正統化される。すなわち、貴族は、文化的諸價値の專有を存立基盤とする社會的身分であり、皇帝權力からの自律性を持つが、世襲的に高官を獨占するという屬性に代表される貴族制は、西晉の皇帝である司馬氏による五等爵の賜與が、州大中正の制と相俟つて國家的身分制として創り出したものである。⁸⁾

しかし、西晉末期、惠帝の不慧を原因に起こった八王の亂、匈奴の侵入により西晉が滅亡する永嘉の亂の中で、懷帝期(光熙元々永嘉五

（三〇六～三一二年）年、愍帝期（建興元～建興四（三一二～三二六）年）には、五等爵が濫授された。袴田郁一によれば、現在明らかな惠帝期以降の西晉の賜爵事例は八十一例であるが、その半数を超える四十九例が公爵である、という¹⁰。これほどの濫授をすれば、五等爵により司馬氏の爵制的秩序を表現することは難しい。

このため、注（10）所掲袴田論文が指摘するように、東晉は、西晉末期の五等爵濫授を帳消しにして、東晉としての新たな爵制的秩序の構築を目指している。それは、『晉書』卷四十四 華表傳附華恆傳に残る次のような記述に明らかである。

愍帝即位するや、（華）恆を以て尙書と爲し、爵を苑陵縣公に進む。……成帝即位するや、散騎常侍を加へ、國子祭酒を領せしむ。咸和の初め、愍帝の時の賜爵・進封を以て一に皆削除す。恆 更めて王敦を討つの功を以て、苑陵縣侯に封ぜられ、復た太常を領す。¹¹

華恆は、建興元（三二三）年に愍帝から苑陵縣公に封建されていたが、咸和年間（三二六～三三四年）の初め、王敦討伐（太寧三（三三五）年）の功績によつて、改めて苑陵縣侯に封建されている。爵位が縣公から縣侯へと下落したのは、「愍帝の時の賜爵・進封」をすべて削除したことによる。同様に荀崧も、愍帝期には曲陵公に進爵していたが、王敦討伐の功績によつて、改めて平樂伯に封建されており、爵位が下落している（『晉書』卷七十五 荀崧傳）。このように東晉は、西晉末期の五等爵の濫授を帳消しにして、東晉としての新たな爵制的秩序の構築を目指したと考えてよい。それでは、五等爵賜與の名目的ではなく實質的な主體は、皇帝の司馬氏なのであろうか。

王敦が反亂中に死去したのは、對立していた明帝より早く、太寧二

（三三四）年七月であるが、明帝もまた太寧三（三三五）年閏八月に崩御している。このため、華恆傳に明記されるように、愍帝の時の賜爵・進封を削除したのは、成帝司馬衍の時である。ただし、成帝は即位時に五歳であり、生母の庾文君が臨朝稱制し、司徒の王導と中書令の庾亮が輔政していた。史料には明記されないが、當時は王導をも凌ぐ權力を持った庾亮を中心に、爵制的秩序の再編が試みられたと考えてよい。東晉でも、西晉と同様に五等爵制による爵制的秩序の構築が目指されたが、ここでそれを主導したのは皇帝ではない。

それでは、東晉時代のすべてにおいて、國家的身分制である貴族制は、皇帝以外の手によつて構築されたのであろうか。東晉の前期より検討しよう。

二、賜爵の主體

東晉における五等爵制による爵制的秩序の最大の特徴は、舊吳に仕えていた臣下に、五等爵が賜與されたことにある。東晉が建國された建武元（三一七）年より、王導が死去する咸康五（三三九）年までに、三國吳に仕えていた臣下の子孫たちで賜爵された者としては、陸暉（江陵公・吳郡吳）・陸玩（興平伯・吳郡吳）・陸叡（新康子・吳郡吳）・顧榮（追 嘉興開國公・吳郡吳）・顧衆（鄱陽縣伯・吳郡吳）・張鎮（興道縣侯・吳郡吳）・虞潭（零陵縣侯・會稽餘姚）・虞預（平康縣侯・會稽餘姚）・丁潭（永安伯・會稽山陰）・陶侃（長沙郡公・廬江尋陽）・周圜（烏程公・義興陽羨）・張闔（宜陽伯・丹楊）・陶回（康樂伯・丹楊秣陵）・紀瞻（臨湘縣侯・丹楊秣陵）・諸葛恢（建安伯・琅邪陽都）・滕含（夏陽縣開國侯・南陽西鄂）・周訪（尋陽縣侯・汝南安城）・周光（曲江男・汝南安城）の十八名の事例を挙げることができ

る(一)は〔爵位と本貫〕。注(10) 所掲袴田論文に基づく。

しかし、これらは皇帝である元帝司馬叡が積極的に主導したものは考え難い。元帝は、江南の統治に際して、法刑を尊重する「猛」政により臨んでいたためである。

時に(元)帝刑法に任ずるに方^{むか}ひ、韓子を以て皇太子に賜ふ。

(庾)亮諫めて以へらく、申・韓刻薄にして化を傷へば、聖心に留むるに足らずと。太子甚だ焉を納る^⑬。

このように元帝は、庾亮すら止めるほど法刑に傾斜した「猛」政を江南で推進していた。庾亮もやがて、成帝の外戚として「猛」政により皇帝権力の強化を目指し、蘇峻に反亂を起こされる。こうした中、華北から流入した北人と舊吳の臣下の流れを汲む南人との對立(南北問題)を解決して、南人の厚遇を實現させた者が王導である。

王導は元帝のもと、揚州刺史・監江東諸軍事として、本格的に揚州支配に乗り出す際、南人を代表する顧和に、「寛」治の推進を次のように依頼されたという。

王丞相揚州と爲り、八の部從事を遣はして職に之^ゆかしむ。顧和時に下傳と爲り、還りて時を同じくして俱に見ゆ。諸從事各々二千石・官長の得失を奏す。和に至りて獨り言無し。王顧に問ひて曰く、「卿何の聞く所ぞ」と。答へて曰く、「明公輔と作り、寧ろ網をして吞舟を漏せしむるも、何ぞ縁りて風聞を採聽して、以て察察の政を爲さん」と。丞相咨嗟して佳しと稱す。諸從事自ら視て缺然なり^⑭。

部郡國從事史(部從事)は、州に屬する郡國の非法を擧げる監察官である。顧和がその派遣を批判する「察察の政」の典據は、『老子』第五十八章である。王弼の注には、「刑名を立て、賞罰を明らかにし

て、以て姦僞を検す。故に察察と曰ふなり(立刑名、明賞罰、以檢姦僞。故曰察察也)」とあり、「察察の政」とは「猛」政のことである。そうした「猛」政よりも、『史記』卷一百二十一「酷吏列傳序を典據とする「網をして吞舟を漏せしむる」政事、『史記正義』によれば、「法令」が「疏」となる、すなわち「寛」治を顧和は王導に求めた。王導の江南への「寛」治は、南人の顧和の思いに基づいているのである。それは、司馬睿の江南支配が、顧和の族叔である顧榮たちに支えられていたことを要因とする。

東晉の建國時、王導は次のように舊吳の臣下の重用を勧めている。

(王)導因りて計を進めて曰く、「古の王者、故老に賓禮し、^⑮風俗を存問し、己を虚くし心を傾けて、以て俊乂を招かざるは莫し。況んや天下喪亂して、九州分裂し、大業草創にして、人を得るに急なる者をや。^⑯顧榮・賀循は、此の土の望なれば、未だ之を引きて以て人心を結ぶに若かず。二子既に至らば、則ち來た^⑰らざるもの無し」と。(元)帝乃ち導をして躬ら循・榮の二人に造らしめ、皆命に應じて至る。是れ由り吳・會風靡くがごとく、百姓心を歸す。此れよりの後、漸く相崇奉し、君臣の禮始めて定まる^⑱。

王導は司馬睿に、江南を支配する要として②吳郡の顧榮、會稽郡の賀循の二人を招くことを獻策し、自ら二人を訪れて司馬睿政權に加入させている。王導が舊吳の臣下を迎えることにより、東晉は建國の基礎を定めることができた。たとえば、葛洪が『抱朴子』外篇を著したのは、王導が江南の人々を登用する前提として掲げた①「風俗を存問」したことに應えるものであった。

もちろん、江南の舊吳の臣下を東晉の貴族として迎え入れることは

容易ではなかった。「吳の四姓」を代表する「吳郡の陸氏」と王導との關係より、それを検討しよう。

「吳郡の陸氏」は、孫吳を支えた陸遜・陸抗父子、西晉の文學者である陸機・陸雲兄弟を輩出した吳郡屈指の名家である。八王の亂のとき、陸機を後將軍・河北大都督に拔擢した成都王穎は、長沙王乂への討伐軍を指揮させる際、陸機に「若し功成り事定まらば、當に爵は郡公と爲し、位は臺司を以てすべし（若功成事定、當爵爲郡公、位以臺司）」（『晉書』卷五十四 陸機傳）と言つて送り出している。しかし、中原出身の盧志は、これを嫌つて讒言し、のちに陸機が誅殺される原因を作り出す¹⁸。このため、爵位を得られなかった陸機・陸雲の子孫は東晉では高位に登れず、東晉で活躍したのは陸遜の弟である陸瑁の孫にあたる陸曄・陸玩兄弟である。中でも司空に至つた陸玩の子孫は、子の陸始より嗣爵を陳まで續けていく。五等爵制は、東晉においても國家的身分制としての貴族制を形成しているのである。

ただし、東晉における江南貴族への賜爵を代表する陸玩は、始めて江南に渡つた王導から求められた縁組を斷つてゐる。

王丞相初めて江左に在り、援を吳人に結ばんと欲し、婚を陸太尉に請ふ。對へて曰く、「培塿に松柏無く、薰蕕は器を同じくせず。玩不才なりと雖も、義として亂倫の始を爲さず¹⁹」と。

陸玩（陸太尉）は、「吳人」の援助を得るために縁組を求める王導に對して、「亂倫の始」にはなれない、と婚姻關係を拒否している。あるいは、陸玩が王導のもとで、略を食へ過ぎて死にそうになつた逸話も傳わる。その際、陸玩は、「幾んど傖鬼と爲る（幾爲傖鬼）」（『世說新語』排調第二十五）と、王導に手紙を書いている。「傖」は、南方から北方を呼ぶ際の差別用語である。このため、この話を引く『晉書』卷

七十七 陸曄傳附陸玩傳は、「其の權貴を輕易すること此くの如し（其輕易權貴如此）」と、陸玩を評している。

それでも王導は、こうした陸玩の對應を容認した。江南の舊吳の臣下の協力がなければ、東晉が立ちゆかないという王導の認識は、前掲の通りである。そのため、王導は協力の獲得に盡力した。一方、王氏の權力伸長に對抗し續けていた元帝・明帝・成帝といった司馬氏の皇帝たちが、江南貴族の取り入れを試みた記事はない。このような王導の「寛」治があつて、はじめて「吳郡の陸氏」たちは五等爵を得て、東晉の貴族の一員となり、在地性に依據した軍勢力を發揮した。その結果、陸玩は、王導・郗鑒・庾亮が相繼いで世を去つた後に、司空となる。それを祝つたある者は、陸玩に次のように述べたという。

陸玩 司空を拜す。人有り之に詣り、美酒を索む。得れば便ち自ら起ち、梁柱の間の地に瀉箸し、祝して曰く、「當今才乏しく、爾を以て柱石の用と爲す。人の棟梁を傾くること莫かれ²⁰」と。玩笑ひて曰く、「卿の良箴を戢めん²¹」と。

陸玩が傾けてはならないものは「人の棟梁」、すなわち北人の國家なのである。それでも、南人の陸玩が東晉のために務めたのは、王導が五等爵の賜與を強く成帝に勧めることで、南人を東晉の貴族に組み込んだためであつた。そこには、西晉の五等爵に見られたような、皇帝である司馬氏との近接性により、たとえば「吳郡の陸氏」の爵位の高下が定められる、というような爵制的秩序の表現はない。それは、陸氏以外の南人の五等爵授爵者も同じである。王導が、華北から流入した北人と舊吳の臣下の流れを汲む南人との對立である南北問題を解決して、江南出身者の厚遇を次第に實現させていったのである²²。

西晉では、皇帝との近接性を重視して、國家的身分制である貴族制

が形成されていた。これに對して、東晉では、庾亮や王導という貴族の統括する秩序が五等爵に反映している。東晉の貴族制は、九品中正制度により運営される國家的身分制としての貴族制に、皇帝の意向が反映し難くなったことを最大の特徴とするのである。

東晉の皇帝である司馬氏の意向が、五等爵に反映していないことは、王導の屬する「琅邪の王氏」に對する賜爵にも見られる。西晉の司馬昭が五等爵を始めたときに、爵位を賜與された「琅邪の王氏」は、西晉の太保の王祥（「睢陵公」、光祿大夫の王覽（即丘子）の兄弟である。王祥の睢陵公は、子の王馥、孫の王根に嗣爵されている。王根と同世代（王馥の兄王肇の子）である王俊は永世侯となり、子の王遐に嗣爵されている。一方、王覽の即丘子は、子の王裁に嗣爵され、その子が王導である。西晉に賜爵された爵位は、「琅邪の王氏」の貴族としての地位をこのように支えてきた。

王導は、嗣爵した即丘子を子の王恬に嗣がせた。それと共に、自らが東晉で得た始興郡公は、子の王悦、孫の王琨（王混）、曾孫の王嘏、その子の王恢へと嗣爵された。王恢のとき、劉宋が受禪したため、始興郡公は始興縣公に格下げされるが、東晉一代を通じて王導の爵位が承繼されたことを理解できよう。「郡公」は、五等爵の最高位である。王導の勢力擴大を止めたかった元帝の思いは、東晉の爵制的秩序には全く反映されていない。

このほか、王導の子の王協は、王導が始興郡公を得る前に賜爵された武昌侯を嗣爵し、それを嗣爵した王謐（王協の弟王劭の子）は太保に至っている。また、王導の從兄弟（父王裁の弟王會の子）である王舒は彭澤縣侯となり、その爵位は孫の王岷之、曾孫の王陋之に繼承され、劉宋を迎えている。王舒の子の王允之は、父とは別に番禺縣侯を賜爵

されており、この爵位は王允之の子の王晞之、その子の王肇之に嗣爵されている。なお、元帝を擊破する軍事力を持っていた王敦は、王導の從兄弟（父王裁の弟王基の子）であり、武昌郡公の爵位を持っていた（注（10）所掲袴田論文を参照）。

このように「琅邪の王氏」は、多くの五等爵を嗣爵し、九品中正制度で郷品二品より起家して、次々と高官に就いた。こうした基盤のうえで、王導は「寬」治を推進して貴族の既得權を維持すると共に、東晉を安寧に導いたのである。

その一方で、元帝は、王導の政治力を排除するために重用した劉隗・刁協にすら五等爵を賜與できていない。爵位の賜與が、江南平定、王敦の亂、蘇峻の亂、淝水の戦い、桓楚討伐、成漢・南燕・後秦の平定などの國家規模の戦役に關する戦功を契機とし、その戦いを主導した者が貴族であるため、皇帝との近接性を爵制的秩序に反映できなかったのである。五等爵制を創設した司馬昭、それを繼承して西晉を建国した武帝司馬炎が、五等爵を用いて皇帝との近接性を示し、國家的身分制としての貴族制を皇帝を頂點とする秩序體系として形作ったことを東晉の皇帝は繼承できなかった。

東晉前期において、貴族の家格が決定化されたかのような、あるいは門閥社會が成立したかのような、皇帝權力からの自立性を國家的身分制である貴族制が見せるのは、西晉のように皇帝權力との近接性により五等爵制が運用されるのではなく、五等爵制の主體が貴族の手に握られたことによる。こうした傾向は、東晉後期にも見られるのだろうか。

三、軍功と文化

咸康五（三三九）年の王導の死後、權力を掌握した「譙國の桓氏」は、現在判明する限りでも、桓彝（萬寧縣男、王敦討伐）・桓溫（臨賀郡公、成漢平定）・桓雲（萬寧縣男、兄桓溫の舊爵）・桓沖（豐城公、洛陽回復）・桓濟（臨賀縣公、父桓溫の舊爵）・桓偉（武昌公、袁眞討伐）・桓伊（宣城縣子、前秦への軍功）・桓謙（宜陽縣開國侯、閭震討伐）・桓玄（三郡公、司馬元顯討伐）・桓昇（豫章公、父桓玄の新爵）・桓俊（西道縣公、伯父桓玄の爵位）と十一名が五等爵を得ている（一）は、「爵位と賜爵の経緯」。注（二〇）所掲袴田論文に基づく。

このように桓溫もまた、自らの臺頭を嫌う東晉の帝室である司馬氏の支配意思に反して、桓氏に五等爵を賜與させている。桓溫の輔政期にも、貴族が五等爵制を通じて國家的身分制としての貴族制に、自らの意向を反映することは繼續されていた。

ただし、桓氏は、その祖が後漢の章帝の師として養老禮で「五更」とされた大儒の桓榮に遡るとされるものの、直接の祖にあたる桓彝の父である桓顥の官は、郎中に過ぎない²³。このためか桓溫は、貴族の本來的なあり方である文化の専有による名聲を尊重する王述からは、次のようにその武力による臺頭を卑しめられたと伝えられる。

王文度 桓公の長史爲り。桓兒の爲に王の女を求む。王 藍田に咨らんことを許す。既に還る。藍田 文度を愛念し、長大なりと雖も、猶ほ膝上に抱著す。文度 因りて言ふ、「桓 己が女の婚を求む」と。藍田 大いに怒り、文度を排し膝より下して曰く、「惡んぞ文度の已に復た癡にして、桓溫の面を畏るるを見ん。兵なり、那ぞ女を嫁して之に與ふ可けんや」と。文度 還りて報じて云く、「下官の家中、先に婚處を得たり」と。桓公曰く、「吾知れり。此れ尊府君 肯ぜざるのみ」と。後に桓の女、遂に文度

の兒に嫁せり。²⁴

王坦之（文度）が桓溫の長史であったとき、息子に娘をもらいたいと婚姻を申し込まれた。父の王述（藍田）に言うと、王述は王坦之を膝から下ろし、「兵」（軍人）にどうして娘をやれよう、と言った。桓溫は、その答えを豫想していた、と『世說新語』は伝える。結局、桓溫の娘が王坦之の子に嫁いでおり、「太原の王氏」と「譙國の桓氏」は婚姻關係を結んでいる。しかし、その詳細を『世說新語』は傳えず、桓溫が「兵」、すなわち軍勢力を存立基盤とすることを批判する王述の言葉を強調するのである。

それは、軍功を擧げ五等爵を賜爵されて形成される國家的身分制としての貴族制の序列が、社會的な存在である貴族の本來的な價值觀と必ずしも一致しないことによる。『世說新語』は、貴族の専有する文化的な價值を記す書籍であった。九品中正制度において中正官が郷品と共につける狀は、その人物の性と才を表現した人物評價であり、それは本來貴族として評價される文化を重視する。軍功は貴族の本質からは遠い。

王述は、曹魏の司空である王昶を曾祖父に持つ「太原の王氏」の出身である。司馬昭が五等爵を創設すると、王昶の子である王湛は、藍田縣侯の爵位を得て、子の王承、孫の王述と藍田縣侯を嗣爵した。王述の子である王坦之、孫である王愷も藍田縣侯を嗣爵し、東晉一代を藍田縣侯で通した貴族である。すなわち、改めて賜爵されるような軍功はなかった家である。かれらの貴族たる據り所は、文化の専有に對しての人物評價にあった。

王述（字は懷祖）は、「琅邪の王氏」の王導の言葉にきちんと反論したことで、王導より、「懷祖の清貞にして簡貴たること、祖父に減ぜ

ず。但だ曠淡なること微かに及ばざるのみ（懷祖清貞簡貴、不減祖父。但曠淡微不及耳）（『晉書』卷七十五 王湛傳附王述傳）という人物評價を受けている。王述が桓溫を「兵」と見下すのは、貴族の本来的なあり方を重視するためである。婚姻關係を結ぶことを嫌った王述は、隋唐時代には貴族の代表的な特徴となる、身分に基づく閉鎖的婚姻圈を尊重しようとしたことになろう。

王述の子である王坦之は、桓溫による禪讓革命を止めている。桓溫が簡文帝の崩御を機に篡奪を目論むと、防ぎ得ないと考えた簡文帝は、崩御に臨んで、王莽が前漢を篡奪する際に利用した「周公居攝の故事」を桓溫に與える詔を出した。ところが、王坦之は詔を簡文帝の前で破り、「天下は宣帝（司馬懿）・元帝（司馬睿）の天下であつて、陛下の天下ではありません」と、前漢の景帝が弟の梁孝王に天下を譲ろうとしたのを批判した竇嬰の言葉に準えて、簡文帝を止めた。このため、簡文帝の遺詔は、異なるものとなつた。『晉安帝紀』は、それを次のように記している。

簡文 晏駕せんとし、桓溫に遺詔すらく、「諸葛亮・王導の故事に依れ」と。溫 大いに怒り、以爲へらく、其の權を黜せんとするは、謝安・王坦之の建つる所ならんと。入りて山陵に赴くや、百官は道側に拜し、位望に在る者は、戰慄して色を失ふ。或いは云ふ、「此れより王・謝を殺さんと欲す」と。

簡文帝の遺詔は、「周公居攝の故事」から、國家を守り続けた「諸葛亮・王導の故事」へと變わり、禪讓は遠のいた。桓溫は、それを謝安・王坦之の畫策によると考え、二人を殺害しようとする。桓溫に怯える王坦之を支えたものは、謝安であつた。

桓公 甲を伏せ饌を設け、廣く朝士を延ぎ、此に因りて謝安・王

坦之を誅せんと欲す。王 甚だ遽て、謝に問ひて曰く、「當に何の計を作すべき」と。謝 神意變はらず、文度に謂ひて曰く、「晉阼の存亡、此の一行に在り」と。相與に俱に前む。王の恐狀、轉た色に見はれ、謝の寛容、愈々貌に表はる。階を望みて席に趨き、方に洛生の詠を作し、浩浩たる洪流を諷す。桓 其の曠遠なるを憚り、乃ち趣かに兵を解く。王・謝は舊齊名なるも、此に於て始めて優劣を判つ。

謝安は、恐れる王坦之を尻目に、晉の存亡はわれわれの態度に懸かつてゐる、と悠揚せまらぬ態度を續けた。これを見た桓溫は、暗殺をあきらめ、人々は王・謝の優劣を知つたと、『世說新語』は傳えている。

謝安は、淝水の戦いで基盤とする西府軍を甥の謝玄に率いさせ、前秦の苻堅を撃破しており、「王・謝」と並稱されるほどの勢力擴大は、その軍事力による。「陳郡の謝氏」が五等爵を受けた時期は、「琅邪の王氏」よりも遅れる。

西晋末の建興三（三一五）年、杜弢の討伐により謝鯨が受けた咸亭侯は、子の謝尚、謝尚の族子の謝康、謝康の甥の謝肅、謝肅の甥の謝靈祐に嗣爵された。謝安の父謝衷は謝鯨の弟で、受爵した萬壽子は謝安の兄の謝奕に嗣爵されている。謝安は、太元五（三八〇）年、淝水の戦いの功績により建昌縣公となり、太元十（三八五）年に死去すると盧陵郡公に追爵された。盧陵郡公は謝安の子の謝瑤、謝瑤の子の謝該、謝該の甥の謝承伯に嗣爵された。また、建昌縣侯は、謝安の孫の謝俊、謝俊の族子の謝弘微に嗣爵されている。謝俊は謝瑤の弟の謝琰の子であるが、謝琰が受爵した望蔡公は、謝琰の子の謝混が嗣爵している。また、西府軍を率いた謝玄は、謝奕の子であるが淝水の戦いの

功績により康樂縣公となった。康樂縣公は謝玄の子の謝琰、謝琰の子で文人としても著名な謝靈運に嗣爵された。さらに、謝安の弟である謝石は、太元十（三八五）年に南康郡公となり、謝石の子の謝汪、謝汪の族子の謝明慧、謝明慧の族子の謝嵩に嗣爵されている（注（10）所掲袴田論文に基づく）。

このように「陳郡の謝氏」は、貴族としての臺頭の遅れを軍事的な功績によつて得た多くの五等爵を活用して挽回した。そのため謝安は、軍の主力となる寒門・寒人を次のように尊重している。

謝萬 北征するや、常に嘯詠を以て自ら高くし、未だ嘗て衆士を撫慰せず。謝公甚だ萬を器愛するも、其の必ず敗れんことを審り、乃ち俱に行く。從容として萬に謂ひて曰く、「汝元帥爲り。宜しく數々諸將を喚びて宴會して、以て衆心を説ばすべし」と。萬之に従ひ、因りて諸將を召集するも、都て説ばす所無く、直だ如意を以て四坐を指して云ふ、「諸君は皆是れ勁卒なり」と。諸將甚だ之を忿恨す。謝公深く恩信を著けんと欲し、隊主・將帥より以下、身づから造りて、厚く相遜謝せざるは無し。萬の事敗るるに及び、軍中因りて之を除かんと欲す。復た云ふ、「當に隱士の爲にすべし」と。故に幸にして免るるを得たり。

謝萬は、北征の際に、兄の謝安の忠告を聞かず、諸君はみな強い「卒」であると言つて怒りをかい、遠征に失敗した。それでも謝萬が軍中で殺されなかったのは、謝安（隱士）が遜つて諸將に自ら謝罪したためであつた、と『世說新語』は傳える。こうして軍人の力を貴族の規制下に置いた謝安は、謝玄に命じて淝水の戦いで、前秦の苻堅の大軍を撃破させることができたのである。

このように軍事を尊重しながらも、軍事を基盤として皇帝を目指し

た桓氏とは異なり、謝安は王導を模範とした。「陳郡の謝氏」は、桓氏とは異なり、謝安の時に軍事によつて急速に臺頭したわけではない。謝安の曾祖父の謝續は典農中郎將、祖父の謝衡は國子祭酒であり、父の謝衷は太常となつて萬壽子を賜爵されている。「陳郡の謝氏」は、淝水の戦いの立役者となることで、「琅邪の王氏」に匹敵する貴族とはなつたが、戦いより前からすでに貴族であり、けつして軍功だけで臺頭した貴族ではない。

王導を慕う謝安は、清談を主催し、文化的價值を主導した。江南に存続した亡命政權の東晉では、中原失陷の原因を儒教を蔑ろにした王衍の清談に求める「清談亡國論」が有力であつた。『世說新語』は、桓溫が「清談亡國論」に基づいて王衍を批判し、それに異を唱えた袁宏をやり込めたことを傳える。その一方で、次のように謝安の「清談亡國論」への批判も傳えている。

王右軍 謝太傅と與に共に治城に登る。謝悠然として遠く想ひ、高世の志有り。王謝に謂ひて曰く、「夏禹は勤王して、手足胼胝し、文王は肝食して、日に給するに暇あらず。今四郊壘多く、宜しく人人自ら效すべし。而るに虚談もて務を廢し、浮文もて要を妨ぐるは、恐るらくは當今の宜しき所に非ざらん」と。謝答へて曰く、「秦商鞅に任じて、二世にして亡ぶ。豈に清言患を致さんや」と。

謝安（謝太傅）が治城で悠然としていると、王羲之（王右軍）は禹王や文王が働き續けたことと、『禮記』に基づき都の周邊に土壘が多いことの危機を挙げ、今の世で「虚談」「浮文」することに疑問を投げかけた。これに對して、謝安は、儒教よりもさらに現實に直接的に働かせる法家の商鞅を用いた秦が、二代で滅んだことを挙げたうえで、

どうして清談が國を滅ぼしたと言えようか、と「清談亡國論」を否定している。これは、桓溫とは正反對の立場となる。

このように謝安は、清談など貴族の自律的な秩序を統括することにより、人事に對する大きな影響力を次のように發揮している。

謝公宣武の司馬と作るや、門生數十人を田曹中郎の趙悦子に屬す。悦子以て宣武に告ぐ。宣武云ふ、「且く爲に半ばを用ひよ」と。趙俄かにして悉く之を用ふ。曰く、「昔安石の東山に在りしや、縉紳敦く逼り、人事に豫らざらんことを恐る。況んや今自ら郷選す。反りて之に違はんや」と。

謝安は、桓溫の司馬となつた際に、門下生數十人を趙悦に推舉した。桓溫は、半分も採用しておけばよいと言つたが、趙悦は全員採用する。それは、東山に隱棲していたころ、貴族たちは自律的秩序を持つ謝安が、人事に關與することを待ち望んでいたからである、と『世說新語』はいう。貴族たちは、後漢末の「黨人」や三國の「名士」と同様に、自らの自律的秩序を國家の官制に反映させることを期待していた。それは趙悦が謝安の人選を「郷選」と表現することに明確に現れる。西晉の劉毅が「上品に寒門無く、下品に勢族無し」と九品中正制度の變質を批判する中で、貴族の本來的なあり方から、曹魏の九品中正制度はなお「郷論の餘風」があつたと貴族の存立基盤としての人物評價に基づく郷論を重視したことを繼承しているのである³⁴⁾。

これに對して、君主權力の端緒である桓溫は、謝安の推舉を半分も用いれればよいと指示し、貴族の自律的秩序の反映を抑えようとした。「黨人」の名聲を私的なものと批判した曹魏の文帝や、何晏たちの名聲を浮華と嫌つた曹魏の明帝に見られるような、「名士」と皇帝權力とのせめぎあいも、このように繼承されているのである。

東晉は、五等爵制に基づく國家的身分制としての貴族制に、皇帝との近接性を反映することはできなかった。それでも、司馬昭が試みた皇帝權力強化のための貴族との對峙性は、東晉の皇帝に、そして、それに取つて代わろうとした桓氏に繼承されていた。こうした中、謝安は、五等爵制に基づく國家的身分制としての貴族制の既得權を有効に活用しながら、その本質的な存立基盤を文化の專有に基づく人物評價に置き續けていたのである。

謝安は、軍事の功績により爵位を得て、最高の爵位である天子を指すという形を忌避した。しかし、謝安の死後、桓溫の子である桓玄は、一時的ではあるが帝位に就いた³⁵⁾。それが劉裕たちにより打倒された後に、賜爵された五十四名中、祖先が官に就いた形跡のない者は二十一名、曾祖父以前に官僚となつたことのない者は十四名に及ぶ（注¹⁰⁾所掲袴田論文）。軍功により臺頭する文化無き庶人が、貴族となる時代は迫つていた。劉宋に貴族を存立させる根本となつている文化を繼承することを目指した『世說新語』は、王導と謝安のあり方を支持した³⁶⁾。それは劉宋における貴族制のあり方を東晉時代に照射したものであると共に、貴族の存立基盤であつた軍事と文化のうち、文化を尊重する生き方が「琅邪の王氏」と「陳郡の謝氏」にあつたことを示すのである。

おわりに

西晉「儒教國家」において賜與された五等爵は、郡公・縣公は第一品、侯・伯・子・男は第二品の官品に該當することから、九品中正制度によつて國家的身分制としての貴族制が成立した。西晉では、皇帝との近接性が爵制的秩序に反映したため、國家的身分制としての貴族

制と社會的存在として貴族が、乖離することもあった。九品中正制度の廢止を求める聲が上がったのは、そのためである。

東晉においても、五等爵の賜與は續けられ、それが國家的身分制としての貴族制を形成することは、西晉と變わらなかった。しかし、東晉の五等爵制は、西晉のように皇帝との近接性を爵制的秩序として表現することはなかった。それは、皇帝が自ら軍事を指揮することが少なく、また戦いが續いたことにより、五等爵が濫授されたことによる。軍事は、貴族が掌握し、國家的身分制としての貴族制も再生産された。

こうした状況に對して、貴族の對應は分かれた。王敦や桓溫・桓玄は、軍事力を握ることで皇帝を目指した。これに對して、王導と謝安は、軍事力を握っても皇帝を目指さず、貴族本來のあり方を體現することに努めた。五等爵制に基づく國家的身分制としての貴族制の既得権を有効に活用しながら、貴族の本質的な存立基盤を文化の専有に基づく人物評價に置き續けたのである。本稿でしばしば引用したように、劉宋で貴族のあり方の模範を定めようとした『世說新語』は、文化を尊重する王導・謝安のあり方を貴族の典型として尊重している。あるいは、五等爵を嗣爵しながら、隋唐貴族の特徴となっていく閉鎖的な婚姻圏の形成を目指す「太原の王氏」のようなあり方も重視され始めている。

東晉の末期になると、寒門が軍事力を徐々に掌握し、貴族は寒人や寒門出身の軍人が爵位を持つことへの忌避感を強くしていく。やがて、劉宋を建國した劉裕は、北府も帝室に掌握させ、皇帝權力による軍事力の獨占を目指す。軍府が皇帝により掌握された劉宋では、貴族はいかなる存在形態を取るのか。これについては、今後の課題としておきたい。

注

(1) 宮崎市定『九品官人法の研究―科舉前史』(東洋史研究會、一九五六年、『宮崎市定全集』6、岩波書店、一九九二年に所収)。また、越智重明『魏晉南朝の貴族制』(研文出版、一九八二年)は、州大中正の制の運営が家格の固定化を促進し、西晉末には、甲族(上層士人層)・次門(下級士人層)、後門(上級庶民層)、三五門(下級庶民層)という身分からなる族門制が成立した、として、さらに嚴格な家格に基づく身分制の成立を主張する。

(2) 川合安「門地二品について」(『集刊東洋學』九四、二〇〇五年、『南朝貴族制研究』汲古書院、二〇一五年に所収)。なお、中村圭爾「九品中正法における起家について」(『人文研究』二五―一〇、一九七三年、『六朝貴族制研究』風間書店、一九八七年に所収)も、起家官の決定に於て、家格は唯一絶対の基準ではない、としている。

(3) 渡邊の視座からの中國貴族制研究の學說整理としては、渡邊義浩「所有と文化―中國貴族制研究への一視角」(『中國―社會と文化』一八、二〇〇三年)、『中國貴族制と文化資本論の射程』(渡邊義浩(編)『中國史學の方法論』汲古書院、二〇一七年、いずれも『三國政權の構造と「名士」増補版』汲古書院、二〇二〇年)に所収、「中國貴族制と「封建」」(『東洋史研究』六九―一、二〇一〇年、『西晉「儒教國家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収)がある。

(4) 田餘慶『東晉門閥政治』(北京大學出版社、一九八九年)は、中國の東晉門閥論を代表する著作であり、「士人蔭族特權和士族隊伍的擴大」(『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局、一九八三年)などを代表とする唐長孺の諸論文も、東晉の門閥制度への有効な視座を持つ。田餘慶の門閥理解については、祝總斌「評田餘慶著《東晉門閥政治》」(『歷史研究』一

九三—、一九九三年)、黃年青・陳丹洪「田餘慶眼中的門閥政治——讀田餘慶《東晉門閥政治》」(『青年文學家』二〇一〇—、二〇一〇年)、唐長孺の門閥研究については、烏廷玉「唐長孺對門閥制度的新看法」(『歷史研究』一九六二—、一九六二年)を参照。また、日本の研究の影響を受けた李濟滄『東晉貴族政治史論』(江蘇人民出版社、二〇一六年)は、東晉の門閥形成についての優れた研究である。なお、歐米の貴族制研究は、陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』(商務印書館、一九四六年)、『唐代政治史述論稿』(商務印書館、一九四七年)の「關隴集團」論を受けたブリーイブランクやトウイチェットらの研究が中心である。中村圭爾『六朝貴族制研究』(前掲)を参照。

(5) (咸熙元年) 秋七月、(文) 帝奏、司空荀勗定禮儀、中護軍賈充正法律、尙書僕射裴秀議官制、太保鄭冲總而裁焉。始建五等爵(『晉書』卷一文帝紀)。

(6) 渡邊義浩「西晉における國子學の設立」(『東洋研究』一五九、二〇〇六年、『西晉「儒教國家」と貴族制』前掲に所収)。

(7) 晉官品。第一品、公、諸位從公、開國郡公・縣公爵。第二品、特進、驃騎・車騎・衛將軍、諸大將軍、諸持節都督、開國侯・伯・子・男爵(『通典』卷三十七 職官十五)。なお、閻步克『品位與職位——秦漢魏晉南北朝官階制度研究』(中華書局、二〇〇二年)は、魏官品を検討して、魏の官品では封爵と中正品とが無關係であったことを明らかにしている。國家的身分制としての貴族制の成立は、西晉時代である。

(8) 渡邊義浩「所有と文化——中國貴族制研究への一視角」(前掲)において、貴族について次のように定義している。中國の三世紀から九世紀、ことに兩晉南北朝を中心に支配階層を形成した貴族は、(1)農民に對する直接的・間接的支配者であるという階級支配者としての側面、(2)國家の高官を代々世襲するという政治的支配者としての側面、(3)「庶」に對し

て「士」の身分を持つという身分的優位者としての側面、(4)一般庶民が關與しない文化を擔うという文化的優越者としての側面のほか、(5)皇帝權力に對して自律性を保持するという側面(家系を重んじる名族主義や閉鎖的な通婚圈を形成する人的結合、貴族である者とは者とを峻別する仲間意識など)を屬性として持つ。西晉は、國家的身分制による貴族制により、(5)を毀損しようとしているのである。

(9) 渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(『史學雜誌』一六—三、二〇〇七年、『西晉「儒教國家」と貴族制』前掲に所収)。なお、北魏では、『魏書』卷一百十三 官氏志の天賜元年九月條に、「五等の爵を減じて、始めて分かちて四と爲す。……王は第一品、公は第二品、侯は第三品、子は第四品なり(減五等之爵、始分爲四。……王第一品、公第二品、侯第三品、子第四品)」とあるように、爵位と官品は連動し、さらに世襲的に將軍號が與えられていた。九品中正制度の郷品を規定することにより、國家的身分制としての貴族制を創りあげた西晉の五等爵制に比べて、北魏の五等爵制はさらに露骨に、高い爵位を世襲する者に、高い官職を與えている。

(10) 袴田郁一「兩晉における爵制の再編と展開——五等爵制を中心として」(『論叢アジアの文化と思想』二三、二〇一四年)。なお、周國林「西晉分封制度的演變」(『華中師範大學學報』哲學社會科學版、一九九三—三、一九九三年)によれば、西晉の封邑は時期と共に邑數が増加し、ことに惠帝期に濫封されていくという。王安泰「東晉南朝五等爵制的虛散化現象——以「開國」、「五等」爵爲中心」(甘懷真(編)『身分、文化與權力——士族研究新探』國立臺灣大學出版中心、二〇一二年)を参照。このほか、楊光輝「漢唐封爵制度」(學苑出版社、一九九九年)、周一良「魏晉南北朝史札記」(中華書局、二〇〇七年)、戸川貴行「東晉宋初的五等爵——以五等爵與民爵關係爲中心」(『中國中古史研究』一、中華書局、二〇一一

年)なども参照。

- (11) 愍帝即位、以(華)恆爲尚書、進爵宛陵縣公。……成帝即位、加散騎常侍、領國子祭酒。咸和初、以愍帝時賜爵・進封一皆削除。恆更以討王敦功、封宛陵縣侯、復領太常(『晉書』卷四十四 華表傳附華恆傳)。

- (12) 庾亮については、張國安「庾亮專權與東晉統治集團的内部鬭爭」(『河南師範大學學報』一九八八・二、一九八八年)、李濟滄「論庾亮」(『中華文史論叢』八三、二〇〇六年、「東晉貴族政治史論」前掲に所收)などを参照。

- (13) 時(元)帝方任刑法、以韓子賜皇太子。(庾)亮諫以、申・韓刻薄傷化、不足留聖心。太子甚納焉(『晉書』卷七十三 庾亮傳)。また、後漢「儒教國家」が豪族の規制力を利用する「寛」治を展開したことに對して、曹操が法刑を尊重する「猛」政で君主權力の伸長を圖つたことは、渡邊義浩「寛」治から「猛」政へ(『東方學』一〇二、二〇〇一年、『三國政權の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所收)を参照。そして、こうした元帝の「猛」政への反發が王敦の亂を招いたことは、唐長孺「王敦之亂與所謂刻碎之政」(『魏晉南北朝史論拾遺』中華書局、一九八三年)のほか、川勝義雄「六朝貴族制社會の研究」(岩波書店、一九八二年)、金民壽「東晉西晉の成立過程—司馬睿(元帝)の府僚を中心として」(『東洋史研究』四八・一、一九八九年)、田餘慶「東晉門閥政治」(前掲)、田中一輝「東晉初期における皇帝と貴族」(『東洋學報』九二・四、二〇〇一年)などを参照。

- (14) 王丞相爲揚州、遣八部從事之職。顧和時爲下傳、還同時俱見。諸從事各奏二千石・官長得失。至和獨無言。王問顧曰、卿何所聞。答曰、明公作輔、寧使網漏吞舟、何緣探聽風聞、以爲察察之政。丞相咨嗟稱佳。諸從事自視缺然也(『世說新語』規箴第十)。また、『晉書』卷八十三 顧和傳も、これをそのまま採録する。なお、王導が江南大姓と結んだことは、

陳寅恪「述東晉王導之功業」(『金明館叢稿初編』上海古籍出版社、一九八〇年)を参照。

- (15) (王)導因進計曰、古之王者、莫不賓禮故老、存問風俗、虛已傾心、以招俊乂。況天下喪亂、九州分裂、大業草創、急於得人者乎。顧榮・賀循、此土之望、未若引之以結人心。二子既至、則無不來矣。(元)帝乃使導躬造循・榮二人、皆應命而至。由是吳・會風靡、百姓歸心焉。自此之後、漸相崇奉、君臣之禮始定(『晉書』卷六十五 王導傳)。

- (16) 渡邊義浩「抱朴子」の歴史認識と王導の江東政策」(『東洋文化研究所紀要』一六六、二〇一四年、『古典中國』における史學と儒教)汲古書院、二〇二二年に所收)を参照。

- (17) 陸遜・陸抗父子と孫吳政權との關係については、渡邊義浩「孫吳政權の形成」(『漢學會誌』三八、一九九九年)、「孫吳政權の展開」(『漢學會誌』三九、二〇〇〇年)、いずれも『三國政權の構造と「名士」(前掲)に所收を参照。

- (18) 陸機の政治的動向とその「五等諸侯論」については、渡邊義浩「陸機の「封建」論と貴族制」(『日本中國學會報』六二、二〇一〇年、『西晉「儒教國家」と貴族制」前掲に所收)を参照。

- (19) 王丞相初在江左、欲結援吳人、請婚陸太尉。對曰、培塿無松柏、薰蕕不同器。玩雖不才、義不爲亂倫之始(『世說新語』方正第五)。なお、『晉書』卷七十七 陸曄傳附陸玩傳にもほぼ同様の記載がある。

- (20) 陸玩拜司空。有人詣之、索美酒。得便自起、瀉箸梁柱間地、祝曰、當今乏才、以爾爲柱石之用。莫傾人棟梁。玩笑曰、戢卿良箴(『世說新語』規箴第十)。

- (21) 渡邊義浩「『世說新語』における王導の表現と南北問題」(『早稻田大學學院文學研究科紀要』六二、二〇一七年、『古典中國』における小説と儒教)汲古書院、二〇一七年に所收)を参照。

- (22) 王氏、後掲の謝氏の系譜については、稻田尹「王謝の系譜―世說新語を中心として」(『鹿兒島大學文科報告』四・五・七・八―一〇―一・一三―一六、一九六八―一九八〇年)、矢野主税『改訂 魏晉百官世系表』(長崎大學史學會、一九七一年)、王伊同『五朝門第一附高門權門世系婚姻表』(中華書局、二〇〇六年)、堂園淑子・大平幸代『魏晉南北朝四氏世系表(上) 河内溫司馬氏・陳郡陽夏謝氏、(下) 琅邪王氏・蘭陵蕭氏』(『六朝學術學會報』五・六、二〇〇四―二〇〇五年)を参照。
- (23) 田餘慶『東晉門閥政治』(前掲)によれば、司馬懿に殺された曹魏の大司農桓範が高祖であるという。司馬氏により處刑されているのであれば、けつして五等爵を持ち、世襲を國家から保證された貴族ではない。なお、桓溫については、王永平・戚雲龍『試論桓溫北伐與東晉門閥政治』(『揚州師院學報』社會科學版一九八六―四、一九八六年)、寧稼雨『桓溫―東晉門閥と皇權聯盟機制的挑戰者』(『文史知識』二〇二一―八、二〇二二年)なども参照。
- (24) 王文度爲桓公長史。桓爲兒求王女。王許咨藍田。既還。藍田愛念文度、雖長大、猶抱著膝上。文度因言、桓求己女婚。藍田大怒、排文度下膝曰、惡見文度已復癡、畏桓溫面。兵、那可嫁女與之。文度還報云、下官家中先得婚處。桓公曰、吾知矣。此尊府君不肯耳。後桓女、遂嫁文度兒(『世說新語』方正第五)。
- (25) 九品中正制度における人物評價については、渡邊義浩『山公啓事』にみえる貴族の自律性(『中國文化―研究と教育』六七、二〇〇九年、『西晉「儒教國家」と貴族制」前掲に所收)を参照。
- (26) 隋唐時代の貴族制と閉鎖的婚姻制度については、池田溫『唐史論攷―氏族制と均田制』(汲古書院、二〇一四年)、とくに第一部第六章の「貴族制の没落」を参照。
- (27) 『晉書』卷七十五 王坦之傳。なお、「周公居攝的故事」と王莽の篡奪、
- 寶嬰の景帝批判については、渡邊義浩『古典中國』の形成と王莽(汲古書院、二〇二一年)を参照。
- (28) 簡文晏駕、遺詔桓溫、依諸葛亮・王導故事。溫大怒、以爲、黜其權、謝安・王坦之所建也。入赴山陵、百官拜于道側、在位望者、戰慄失色。或云、自此欲殺王・謝(『世說新語』雅量第六注引『晉安帝紀』)。
- (29) 桓公伏甲設饌、廣延朝士、因此欲誅謝安・王坦之。王甚遽、問謝曰、當作何計。謝神意不變、謂文度曰、晉祚存亡、在此一行。相與俱前。王之恐狀、轉見於色、謝之寬容、愈表於貌。望階趨席、方作洛生詠、諷浩浩洪流。桓懼其曠遠、乃趣解兵。王・謝舊齊名、於此始判優劣(『世說新語』雅量第六)。
- (30) 桓溫と謝安については、金民壽「桓溫から謝安に至る東晉中期の政治―桓溫の府僚を中心として」(『史林』七五、一九九二年)を参照。また、謝安の政治が王導に近いことは、李濟滄『和靖』與『寬和』―東晉中期的國家與社會互動關係(『魏晉南北朝隋唐史資料』二四、二〇〇八年、『東晉貴族政治史論』前掲に所收)を参照。
- (31) 謝萬北征、常以嘯詠自高、未嘗撫慰衆士。謝公甚器愛萬、而審其必敗、乃俱行。從容謂萬曰、汝爲元帥。宜數喚諸將宴會、以說衆心。萬從之、因召集諸將、都無所說、直以如意指四坐云、諸君皆是勁卒。諸將甚忿恨之。謝公欲深著恩信、自隊主・將帥以下、無不身造、厚相遜謝。及萬事敗、軍中因欲除之。復云、當爲隱士。故幸而得免(『世說新語』簡傲第二十四)。
- (32) 王右軍與謝太傅共登冶城。謝悠然遠想、有高世之志。王謂謝曰、夏禹勤王、手足胼胝、文王旰食、日不暇給。今四郊多壘、宜人人自效。而虛談廢務、浮文妨要、恐非當今所宜。謝答曰、秦任商鞅、二世而亡。豈清言致患邪(『世說新語』言語第二)。
- (33) 謝公作宣武司馬、屬門生數十人於田曹中郎趙悅子。悅子以告宣武。宣

武云、且爲用半。趙俄而悉用之。曰、昔安石在東山、縉紳敦逼、恐不豫人事。況今自鄉選。反違之邪（『世說新語』賞譽第八）。

（34）劉毅の九品中正制度批判の意味については、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」（前掲）を参照。

（35）桓玄については、呂佺霞「東晉門閥政治中的桓氏父子」（『南京曉莊學院學報』二〇一一年、二〇〇四年）、張軍「東晉桓溫軍府對桓玄建楚的影響」（『閩江學刊』二〇一四年一六、二〇一四年）などを参照。

（36）渡邊義浩「『世說新語』の編纂意圖」（『東洋文化研究所紀要』一七〇、二〇一六年、『古典中國』における小説と儒教）前掲に所収。